

全日本下の句歌留多岩見沢大会規程

前文（大会理念）

我々は、北海道の伝統文化として先人たちから受け継いだ下の句歌留多を誇りとし、次の世代に受け継いでいかなければならない。下の句歌留多を愛好する者として、選手同士がお互いを尊重し、健全で公正な競技を心掛け、子どもたちの模範となる素晴らしい技術に裏付けされた最高の試合を行うことにより、若い選手やそれに続く子どもたちの礼儀作法やコミュニケーション能力の向上を育み、生涯を通して下の句歌留多に親しんでもらうための大会を目指す。

さらに各地の歌留多倶楽部と大会を通じて交流する事で各倶楽部の活性化と競技の普及に貢献できる大会としていく。

第1条 趣旨

この規程は、岩見沢梅ヶ枝歌留多倶楽部が主催する全日本下の句歌留多岩見沢大会（以下「大会」という。）を円滑に進行するため、必要な事項を定める。

第2条 選手

- 1 大会に参加する選手（以下「選手」という。）にあつては、歌留多道精神に則り、子ども青少年の手本となるように心がけ、周りに迷惑をかけることの無いように振る舞うこと。
- 2 大会の参加資格は、中学校卒業以上とする。

第3条 チーム登録

- 1 チームの登録は、全日本下の句歌留多協会(以下「協会」という。)に加盟する倶楽部単位で行い、登録選手は必ず同一倶楽部の部員でなければならない。
- 2 協会に加盟している倶楽部においては、人数が不足している場合であっても協会に加盟する他の倶楽部から部員を借り入れてチーム登録をすることは出来ない。
- 3 協会に加盟していない倶楽部・同好会に所属する者は、隣接又は最寄りの協会に加盟する倶楽部として参加することが出来る。
- 4 選手登録できる人数は1チーム3人以上5人以下とし、1試合に出場出来るのは3人とする。
- 5 登録選手が4人以上の場合、試合ごとに出場選手を自由に組み替えることが出来る。
- 6 組み合わせ抽選後は、如何なる事由があつても登録選手の変更は認めない。
- 7 出場選手は、試合開始後、怪我、体調不良等の理由により第7条に規定する総括審判又は競技運営役員及び委員（以下「主催者」という。）が認める場合は、控え選手と交代することができる。ただし、怪我、体調不良等の理由により試合中に交代した選手は、試合当日の残りすべての試合に再び出場することは出来ない。
- 8 競技は、A 級及び B 級に分けて行う。

- 9 選手はA級又はB級のどちらか一方に登録するものし、A級及びB級に重複して登録することができない。

第4条 競技規程

- 1 競技は、全日本下の句歌留多協会競技規程（令和6年10月26日改訂）（以下「協会競技規程」という。）に準じる事を基本とする。
- 2 選手は、大会運営に積極的に協力することとし、進行の妨げ、遅延になるような行為は厳に慎むこと。
- 3 選手は、主催者の審判員配置の要請に応じなければならない。

第5条 読み手

- 1 読み手は、公平を期すため、主催者において、試合を行っていない倶楽部から選考し、直接指名することを基本とする。ただし、これによりがたい場合は、主催者の判断により読み手を指名することができる。
- 2 主催者は、大会会場の広さや競技環境を勘案して、読み手にマイク等音響設備を使用させるものとする。

第6条 審判

- 1 円滑に試合を進行するため、試合を行うすべてのシートに審判を配置する。
- 2 審判は、試合に出場していない選手又は審判として適当と認めた者の中から主催者が指名する。
- 3 審判として、主審及び副審をシートの両端に配置する。また、主催者は選手からの求めにより、中堅の傍らに中審を配置することができる。
- 4 主審は、競技の判定の他、読み手への「待った」、「返し」の伝達を行うものとする。
- 5 副審は、競技の判定の他、各チームの出場選手、ポジション移動の回数、勝敗確定時の札の差枚数を記録するものとする。
- 6 審判は、読み手への「待った」、「返し」の伝達は旗を用いて行うものとし、「待った」は赤旗、「返し」は白旗を使用することを基本とする。なお、使用する旗の色は、主催者の判断で変更することができる。
- 7 審判に指名された者は、公平を期すため、自らが所属する倶楽部のチームの試合が行われるシートにつくことはできない。
- 8 選手は、取り札の「早い」、「遅い」又はお手付きの「あり」、「なし」など双方の意見が相違する場合は、速やかに審判に判定を委ねるものとする。
- 9 選手は、審判に判定を委ねる場合は双方の同意のもとで行うものとする。
- 10 審判は、選手から委ねられた場合を除き、自ら判定を述べてはならない。
- 11 審判は、相対する選手の間で2、3回の問答で決着しない場合は、判定を委ねるよう促すものとする。
- 12 審判の判定は絶対であり、選手は審判の判定に不服を示す言動をしてはならない。

- 13 審判は、選手に故意に試合進行を妨げ、遅延させる行為が見られた場合は、速やかに総括審判に報告するものとする。
- 14 審判が協会競技規定又は大会競技規程に違反した場合は、主催者は警告や交代の措置を講じるものとする。

第7条 総括審判

- 1 総括審判は、主催者としての権限を有し、怪我や体調不良等の選手の交代の判断、遅延行為への警告や退場の判断、ルール解釈の説明等を行うものとする。
- 2 総括審判は、主催者が指名し、読み手の傍らに1名以上配置する。
- 3 総括審判は、試合が行われているシートの審判からの「待った」「返し」を読み手に伝達するものとする。
- 4 総括審判は、選手に故意に試合を遅延させる行為が認められたときは、当該選手に警告し、これに従わない場合は退場を命じることができる。なお、退場を命じられた選手は、当該大会の残りすべての試合に出場することができない。

第8条 試合

- 1 1試合あたりの時間は、概ね1時間30分（90分）とし、試合前後の準備、整頓等を含めた時間は概ね2時間を目安とする。
- 2 試合では概ね50枚読み上がりの時点で、換気のための休憩時間（5分程度）を確保するものとする。
- 3 試合中のシートが残り1シートとなった場合、時間短縮のため、読み手と審判は協力し速やかに読み札と残り札を確認の上、枚数合わせをするものとする。
- 4 試合場には、敷物、飲み物（蓋付の物に限る）、タオル、救護用具等試合に必要なもの以外、持ち込んで서는ならない。
- 5 飲酒している選手の出場及び競技中の飲酒、喫煙を禁止する。
- 6 試合をビデオカメラ等（以下「カメラ等」という。）で撮影する場合は、必ず相手チーム及び総括審判の許可を得るものとし、設置場所は、審判の着座位置を優先し、判定に支障がないようにしなければならない。なお、カメラ等の操作は持ち込んだ選手のみ可能とする。
- 7 試合場には、選手、審判、読み手、総括審判及び主催者以外は立ち入ってはならない。
- 8 試合を観戦する者（以下「観戦者」という。）は、主催者が定めた場所にて観戦することができる。
- 9 観戦者は、読みが始まったら一切身動きをせず、物音を立ててはならない。
- 10 試合場への出入りは、読みと読みの合間に行わなければならない。
- 11 競技が終了した選手は、読みと読みの合間に速やかにシートから離れなければならない。
- 12 観戦者や競技が終了した選手は、他の試合に指示を出してはならない。

第9条 感染症対策に関する特別ルール

- 1 マスクの着用は個人の判断とする。
- 2 主催者が必要と認めた場合は、参加者に感染症予防対策を求める場合がある。

附則 この規程は、令和5年3月25日より適用する。

附則 この規程は、令和6年3月30日より適用する。

附則 この規程は、令和7年3月29日より適用する。